三重混声合唱団あんだあれ 70 細則

三重混声合唱団あんだあれ70の規約に基づき、本細則を定める。

- 1. 事務所は、団代表の自宅に置く。
- 2. 定期練習日は、第 I,3,5 木曜日の I 8時 4 5 分から 2 0 時 4 5 分、及び第 2,4 土曜日の 9 時 4 5 分から I I 時 4 5 分を原則とする。

但し、第5木曜日のある月の翌月については、上記の原則を変更して練習日を定める ことがある。

- 3. 練習会場は、海蔵地区市民センター及び三浜文化会館内の練習室を原則とする。 但し、予約が取れない場合は他の会場に変更することがある。
- 4. 団費は、月額 3,500 円とし、特別行事積立金を 500 円徴収する。 但し、学生*は 2,000 円とする。

*学生とは高校生、大学生、大学院生またはこれに準ずるものとする。

- 5. 団費は、原則月初練習日に納入する。但し、半年又は | 年分の前払いも認める。
- 6. 休団者は団維持費として、休団期間月数×月額 100 円の金額を収める。
- 7. 会計担当の運営委員は、銀行口座を開設し、団の運営資金の管理を行なう。 また、年度末には会計監査を受ける。
- 8. 会計は一般会計と特別会計の 2 種類とする。

一般会計:団の基本運営費用の管理。

特別会計:公演等特別に実施する行事に発生する費用の管理。

- 9. 団員のなかに特別団員および団友を置くことが出来る。いずれも団費は免除とする。
 - (1)特別団員は、指揮者を補佐し指導に当たっている団員で音楽監督が指名する。
 - (2) 団友は当団に参加の意思があるが事情により参加出来ない人で代表、音楽監督が認めたもの。
- 10. 警報発生時の練習対応について
 - (1)練習開始2時間前に警報(暴風警報・大雨警報)が出ている場合は、練習は中止。 それ以降に発生された場合も、基本的には中止とする。
 - (2) 2時間前以降に警報が解除された場合でも練習を中止する。 但し、状況を各個人で判断し必要ならパートマネージャーに連絡する。 ※大雪警報の場合は、道路事情により各自が判断して決める (必要ならパートマネージャーに確認する)。
- 付則 本細則は、2012年4月14日より施行する。
 - (1)本細則は 2014 年4月1日に改訂する。
 - (2)本細則は 2020 年4月1日に改訂する。
 - (3)本細則は 2021 年4月1日に改定する。